

専決処分第 17 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決する。

平成 23 年 8 月 4 日

四万十町長 高瀬 満伸

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|---|-----|
| 1 | 相 手 方 | 住所 | (略) |
| | | 氏名 | (略) |
| 2 | 事故の概要 | 平成 23 年 6 月 18 日に町道浦越線を走行中、道路脇斜面から落石があり、フロントガラスを損傷したもの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金 78,855 円
内訳（車輛修理代） | |